

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 2 5 日

関係団体（別添一覧） 御中

国 土 交 通 省 港 湾 局
海岸・防災課危機管理室長

国慶節及び中秋節における動植物検疫の徹底について（協力依頼）

アジア諸国では、ミカンコミバエ種群をはじめとしたミバエ類の発生が続いており、併せて、家畜の悪性疾病であるアフリカ豚熱や口蹄疫の発生が拡大していることから、現在、植物の病害虫及び家畜の伝染病の我が国への侵入リスクが極めて高い状況にあります。

日本政府観光局の統計によりますと、2025 年の訪日外客数は、過去最速となる 6 か月で 2,000 万人を突破しており、特に中国からの訪日外客数については、8 月までの総数が対前年比で約 5 割増加し、国別の訪日客数で最多を占めております。

これから国慶節（10 月 1 日）及び中秋節（10 月 6 日）を迎え、アジア地域を中心に人や物の動きが一層活発になることが見込まれることから、水際の動植物検疫による対策が重要となっていると認識しております。

国慶節及び中秋節の期間において、農林水産省植物防疫所及び同省動物検疫所では、入国者に対する植物・畜産物の持込み禁止に関する広報、靴底消毒、携帯品及び国際郵便物の検査等を強化するとともに、各地でキャンペーン等の啓発活動を行うこととしており、別添のとおり、同省消費・安全局植物防疫課防疫対策室長及び動物衛生課国際衛生対策室長より、国慶節及び中秋節における動植物検疫の徹底についての協力依頼が参りました。

つきましては、貴団体に対し、別添資料のとおりお知らせいたします。

また、必要に応じて関係者へ周知をしていただきますようお願いいたします。

（別添）

○農林水産省事務連絡

「国慶節及び中秋節における動植物検疫の徹底について（協力依頼）」

(別添一覧)

一般社団法人日本港運協会

国際港湾交流協力会

一般財団法人国際臨海開発研究センター

一般社団法人ウォーターフロント協会

一般財団法人みなと総合研究財団

一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会

一般社団法人水底質浄化技術協会

公益社団法人日本港湾協会

日本港湾空港建設協会連合会

日本繋離船協会

全国浚渫業協会

全国ポンプ・圧送船協会

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

一般社団法人日本埋立浚渫協会

一般社団法人日本潜水協会

一般社団法人日本作業船協会

一般社団法人日本港湾タグ事業協会

一般社団法人日本海上起重技術協会

一般社団法人港湾技術コンサルタント協会

一般社団法人港湾荷役機械システム協会

一般社団法人寒地港湾空港技術研究センター

一般社団法人海洋調査協会

一般財団法人港湾空港総合技術センター

一般財団法人沿岸技術研究センター

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 25 日

国土交通省大臣官房危機管理官 殿

農林水産省消費・安全局
植物防疫課防疫対策室長
動物衛生課国際衛生対策室長

国慶節及び中秋節における動植物検疫の徹底について（協力依頼）

日頃から動植物検疫に多大な御協力をいただき、感謝申し上げます。

アジア諸国では、ミカンコミバエ種群をはじめとしたミバエ類の発生が続いており、併せて、家畜の悪性疾病であるアフリカ豚熱や口蹄疫の発生が拡大していることから、現在、植物の病害虫及び家畜の伝染病の我が国への侵入リスクが極めて高い状況にあります。

日本政府観光局の統計によりますと、2025 年の訪日外客数は、過去最速となる 6 か月で 2,000 万人を突破しており、特に中国からの訪日外客数については、8 月までの総数が対前年比で約 5 割増加し、国別の訪日客数で最多を占めております。

これから国慶節（10 月 1 日）及び中秋節（10 月 6 日）を迎え、アジア地域を中心に人や物の動きが一層活発になることが見込まれることから、水際での動植物検疫による対策が重要となっていると認識しております。

国慶節及び中秋節の期間において、植物防疫所及び動物検疫所では、入国者に対する植物・畜産物の持込み禁止に関する広報、靴底消毒並びに携帯品及び国際郵便物の検査等を強化するとともに、各地でキャンペーン等の啓発活動を行うこととしています。

貴省におかれましては、今後も円滑に動植物検疫措置を実施するため、下記について御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 以下ウェブサイトの解説、動画、リーフレット等を参照の上、貴省内の関係部局、旅客ターミナルビル管理者、航空会社、外航旅客船事業者等の関係団体に動植物検疫に関する情報を周知すること。
- 2 航空会社に対して、別紙の機内アナウンスに関する情報を提供すること。
- 3 船舶会社に対して、乗客が自転車や自動車等を船舶へ搭載する際に、タイヤを洗浄し土や泥を落とすように呼びかけを行ってほしい旨について、周知すること。

- 4 旅行会社等を通じて訪日外国人、日本人旅行者に対し海外から日本へ果物・植物類や肉製品の持込みができないことについて、周知すること。

(参考)

- 動植物検疫の紹介「どうぶつ と しょくぶつ の けんえき の おしらせ」
<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>
- 動画「海外からの家畜伝染病を防げ！」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html
- 動物検疫所リーフレット
<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html#messages-to-you>
- 動物検疫所ポスター
<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html#posters>
- 植物防疫所 HP「重要なお知らせ」
<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/shomeisho/shomeisho2.html>
- よくあるご質問
(植物防疫所) <https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>
(動物検疫所) https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html
- 情報発信の例
植物の病害虫や家畜の伝染病の拡大を防ぐため、日本では、果物・野菜や肉・肉製品の海外からの持込みを厳しく制限しています。

持込みが禁止されていないものでも、生の果物・野菜、穀類、豆類などの持込みには、植物検疫証明書が必要です。

肉・肉製品の持込みは禁止されています。

これらは、機内食やお土産、少量であっても例外はありません。

違法な持込みには、罰則（最大3年の拘禁刑又は最大300万円（法人は最大5,000万円）の罰金）が課される場合がありますので注意してください。

詳しくは以下の農林水産省のウェブサイトを確認ください。

https://www.maff.go.jp/pps/j/pqaqinfo_j.html

以上